

～高校生年代以下の児童がいるご家庭の皆様へ～

令和6年12月支給(10・11月分)から

児童手当が改正

されます!



1

児童手当制度改正の変更点

		旧制度 (令和6年9月分まで)		新制度 (令和6年10月分～)	
支給対象児童		中学生まで (15歳到達後の最初の3月31日まで)		高校生年代まで (18歳到達後の最初の3月31日まで)	
支給額 (月額)	0～2歳	15,000円*		15,000円*	第3子以降 30,000円
	3歳～小学生	10,000円	第3子以降 15,000円	10,000円	
	中学生	10,000円		10,000円	
	高校生年代	なし		10,000円	
所得制限		あり 所得制限額～上限額:5,000円 所得上限額以上:支給なし		なし (ただし、児童手当受給者は世帯の中で所得が高い方になります。)	
支給時期		年3回(前月までの4か月分を支給) 2月、6月、10月の5日 (5日が土・日・祝日の場合、直前の平日)		年6回(前月までの 2か月分 を支給) 2月、 4月 、6月、 8月 、10月、 12月 の 5日(5日が土・日・祝日の場合、直前の平日)	
多子加算の カウント方法		親等の経済的負担がある 18歳年度末までの子 (例)21歳、17歳、14歳、10歳の場合、 21歳(カウントに含まない)支給なし 17歳(第1子)支給なし 14歳(第2子)月額10,000円 10歳(第3子)月額15,000円		親等の経済的負担がある 22歳年度末までの子 (例)21歳、17歳、14歳、10歳の場合 21歳(第1子) (カウントを含む) 支給なし 17歳(第2子)月額 10,000円 14歳(第3子)月額 30,000円 10歳(第4子)月額 30,000円	

2

*誕生日分までが月額15,000円となります(例:4月10日生まれの場合、4月分までが15,000円)

制度改正により申請が必要な方(世帯の中で所得の高い方が申請者になります)

新規申請

- ・児童が高校生年代(H18.4.2～H21.4.1生まれ)のみのため、児童手当を受給していない場合
- ・所得上限額超過のため、児童手当を受給していない場合

増額申請

- ・児童手当を受給中だが、大学生年代(H14.4.2～H18.4.1生まれ)の子を含めると3人以上の子がいる場合
- ・児童手当を受給中だが、高校生年代(H18.4.2～H21.4.1生まれ)の児童について、こども福祉課に登録されていない場合

3

提出書類

世帯の状況によって異なります。別紙「**児童手当制度改正 申請手続き確認フローチャート**」を実施のうえ、提出物をご確認ください。

市のホームページにもフローチャートを掲載しています。



鹿児島市ホームページ

4 申請方法

- 郵送** 郵送先 〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号
鹿児島市役所 こども福祉課 「児童手当制度改正担当」
- 窓口** 鹿児島市役所 本庁 本館1階 家庭こども相談室 (各支所の福祉課等でも受付けています)
- 電子申請** 市のホームページで案内しています。

5 申請期限と支給日について

	申請期限	支給日
1回目	令和6年9月30日(月)	令和6年12月5日(木) ※制度改正後の初回支給(令和6年10・11月分)
2回目	令和6年12月10日(火)	令和7年2月5日(水) 新規申請 令和6年10月分からさかのぼって支給 増額申請 12月5日支給分は、旧制度の額で支給し、2月5日に令和6年10月分からの差額分を支給

※申請件数が多い為、審査の進捗状況により2回目の支給になる場合があります。

※児童手当は、原則、申請した月の翌月分からの支給となりますが、今回の制度改正についての申請は、申請期限を過ぎた場合でも、令和7年3月31日(必着)までに申請いただければ、令和6年10月分からさかのぼって(又は差額分を)支給します。

6 児童手当制度改正のQ&A

申請の手続き等について

Q 児童手当受給中だが、受給者は全員申請をしないといけないか？

A 児童手当の制度改正の影響を受けない受給者は手続きの必要はありません。
例えば、児童が中学生以下のみのお世帯は申請の必要はありません。

Q 新制度の支給額はいくらになるか通知はあるか？

A 申請された方や支給額が変更になった方には、令和6年10月以降に認定通知書等を送付します。
なお、制度改正により、年1回送付していた支払通知書は廃止となりました。

Q 所得制限により児童手当を受給していなかったが、手続きはどうすればいいか？

A 新規申請(児童手当認定請求書)等の提出が必要です。



高校生年代(H18.4.2~H21.4.1生まれ)について

Q 現在、児童手当を受給しているが、高校生の申請はする必要があるか？

A 基本的には申請の必要はありません。ただし、高校生年代の児童が本市に登録されていない場合には、申請の必要があります。

Q 高校生年代の児童は、仕事をして自分で収入を得ているがもらえるか？

A 児童が、自ら生計を維持するのに足りる就労収入があったり、父母等と別居している場合でも、定期的な面会や連絡をしている等、監護の実態があれば対象になります。

大学生年代(H14.4.2~H18.4.1生まれ)について

Q 子が3人いて、20歳の子は既に就職しており独立して生計を営んでいるが、多子加算の算定対象となるか？

A 対象とはなりません。ただし、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をしていることと生活費の相当部分を負担している場合は、「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出することで対象となります。

問い合わせ先

鹿児島市 児童手当制度改正コールセンター

※平日8時30分~17時15分

☎099-216-4555